

7 検証会議とはどのような会議ですか

7 -1) 検証会議とは

正式名称は「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」といいます。

その開催趣旨は、『平成12年6月14日付 健医疾発第58号』によると以下のように説明されています。『臓器移植が一般の医療として国民の間に定着するまでの暫定的措置として、厚生大臣より有識者に参集を求めて、脳死下での臓器移植に係る検証作業を行う検証会議を開催する』

また、検証項目及び検証手続については厚労省のホームページより **参考資料1**として平成23年6月27日付の改正版が広報されています。その一部を次に抜粋掲載しました。

平成24年2月9日現在の公開情報によりますと、脳死下臓器提供があった167例(H24.2.26現在)のうち、106例(順不同)まで検証作業が進んでいると広報されています。また、ご遺族の了解をえられた事例についてのみ検証会議の『報告書』が公表されています。

参考資料1

脳死下での臓器提供事例に係る検証項目及び検証手続について

平成12年3月22日
平成23年6月27日改正

脳死下での臓器提供事例に係る検証会議

本検証会議における脳死下での臓器提供事例に係る検証項目及び検証手続は、下記のとおりとする。

1. 検証項目

○ 本検証会議は、臓器移植法に基づく脳死下での臓器提供事例について、

- (1) ドナーに対する救命治療の状況
- (2) ドナーに対する脳死とされうる状態の判断、法的脳死判定から臓器摘出に至るまでの状況
- (3) 社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)による臓器のあっせん業務の状況(ドナーの家族に対する精神的支援の状況を含む。)を検証する。

○ 具体的な検証項目及びその検証に際しての必要書類は、上記(1)及び(2)のドナーに対する救命治療、法的脳死判定等の状況については別添1のとおりとし、また、上記(3)のネットワークによる臓器あっせん業務の状況については別添2のとおりとする。

2. 検証手続

○ 本検証会議における検証手続は、以下のとおりとする。

(1) 救命治療、法的脳死判定等の状況の検証手続

① 医学的検証作業グループによる医学的評価

・ 検証に当たっては、検証会議を行う前に検証会議の構成員の一部及び参考人からなる「医学的検証作業グループ」により医学的評価を行い、その結果を基に、検証会議において最終的な検証作業を行う。

② 臓器提供施設の担当医師等からの経過聴取等

・ 検証会議及び医学的検証作業グループは、臓器提供施設の担当医師、法的脳死判定を行った医師等から検証資料フォーマットの提出を受け、また、必要に応じて対面による経過の聴取をする。また、必要に応じて参考人を招聘する。

-----以下略-----

委員会註) 赤字強調で示した部分は、臓器提供施設側が求められる事項です。『医師等』や『必要に応じて参考人を招聘』のくぐりなどは、臨床検査技師も関わる可能性があると考えられます。

検証資料フォーマットについては後述します。